

岩美西小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月6日
岩美町立岩美西小学校

1 いじめ防止のための本校の基本的な考え方

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

(平成18年度以降の文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 平成25年制定)

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

<学校教育活動全体>

①教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が、安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。

<いじめを生まない土壌づくり>

②いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、「いじめを生まない土壌づくり」を目指す。

<自尊感情を育む>

③児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

<未然防止、早期発見に向けて>

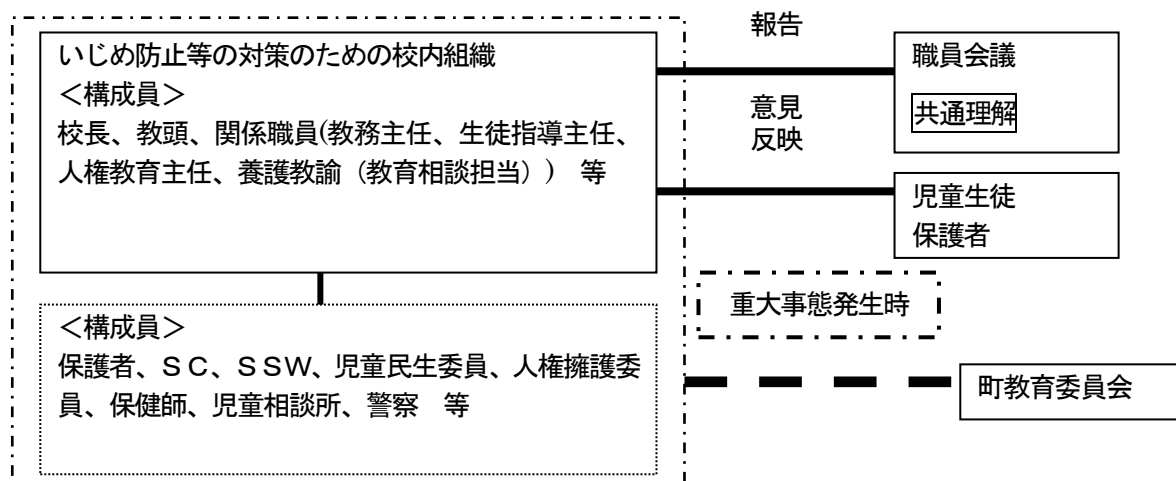
④いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを認識し、いじめの未然防止、早期発見のために様々な手段を講じる。

<組織的な対応と関係機関との連携>

⑤いじめが発生した場合は、速やかに組織的に対応し、当該児童生徒の安全を保障するとともに、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら早期解決に努める。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制



<役割>

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ・相談窓口、情報の収集・記録・共有、事案の判断
- ・PDCAに基づく学校基本方針の策定や見直し、評価

(2) いじめの未然防止のための取組

<いじめについての共通認識>

- ①いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

<学校教育活動全体>

- ①教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が、安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
○地域の特色を生かした体験活動を行い、人や自然社会との関わりを豊かにする。

<いじめを生まない土壌づくり>

- ②いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、「いじめを生まない土壌づくり」を行う。
○体験活動や学校行事等のねらいに、人権教育で育てたい資質・能力を位置づける。
○人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
○道徳の授業で「いじめは決して許されないことである」ということを指導する。
○児童生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるよう、あいさつ運動や人権週間の取組等、支援・指導を行う。

<自尊感情を育む>

- ③児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む。
○道徳や特別活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分や友達の違いを認め、互いに尊重しあうことのすばらしさに気付かせる。
○朝の会や帰りの会等で、自分や友達の「よさ」を互いに賞賛し合える場を設定する。
○教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を持たせる。

<家庭や地域との連携>

- ④家庭や地域と連携し、協働していじめの未然防止に努める。
○児童生徒への情報モラル教育と合わせ、家庭でのインターネット利用等についての啓発を行う。

<新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見への指導>

- ⑤新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。
○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別をしない、見逃さない指導を行う。
○差別や偏見のもととなる不安を解消するためにも正しい情報を得ること、差別的な言動に同調しないことが大切であることを指導する。

(「新型コロナウイルス感染症の予防」令和2年 文部科学省)

3 いじめの早期発見に向けて

<日々の観察>

①児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。

- 出席をとるときの声、表情の見取り等を行い、児童生徒の小さな変化に気づく。
- 目的に応じたチェックリスト等を活用し、児童生徒の小さな変化に気づく。
- 日記を活用して、児童生徒の小さな変化に気づく。

毎月の職員会議後「児童を語る会」と毎週の終礼時に「児童連絡」で共通理解を図る。

(i - check と関連させ、Wチェックを行う)

<教育相談(カウンセリング)> 年2回教育相談週間を設け、担任が個人面談を行う

②児童生徒を対象とした教育相談等を実施する。

- 定期的な教育相談週間を設けて、児童生徒の悩みやストレスの解消を図る。
- 「心のアンケート」を定期的に行い、児童生徒の悩みやストレスの解消を図る。
- スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行う。

<調査アンケート>

③実態調査アンケートを、実態に応じて随時実施する。

- i - check を年2回行い、クラス内の人間関係を把握する。。
- 学校生活アンケートを月1回行い、いじめの実態を把握する。

<相談しやすい環境づくり>

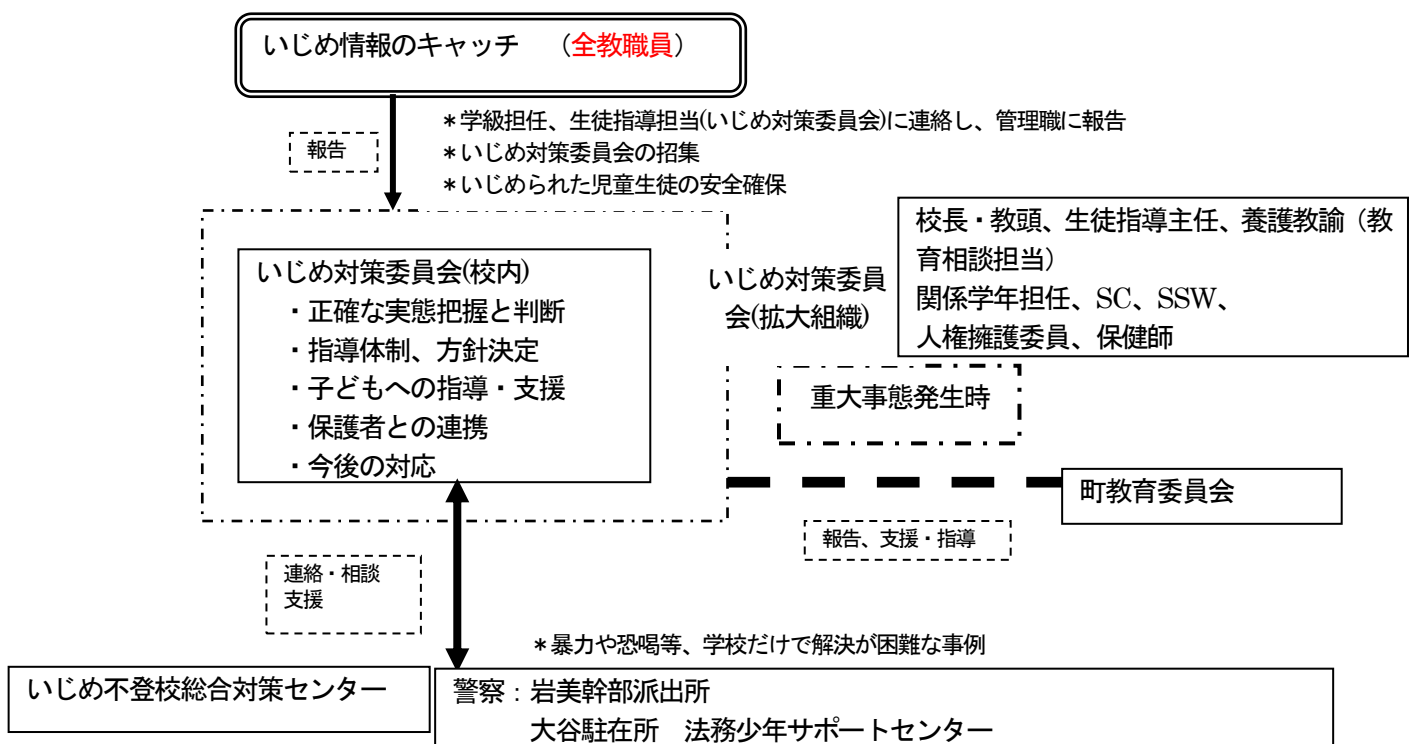
④児童生徒、保護者にとって、相談しやすい環境をつくる。

- 相談したことで、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりすることがないように、対応について細心の注意を払う。
- 本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。
- 日ごろから児童生徒の児童生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡をし、信頼関係を築くよう努める。

4 発見したいじめへの組織的な対応

【平常時】

<いじめ対応の流れ>



【重大事態発生時】

重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童生徒が自殺を企画した場合等)
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったとき」

＜対応の流れ＞

①学校の設置者に重大事故の発生を報告する。

②学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。

[学校を調査主体とした場合] *学校の設置者の指導・支援のもと

③重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

※これまでの学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

⑤いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)する。

※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ることのないようにする。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

⑥調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑦調査結果を踏まえた必要な措置

[学校の設置者が調査主体となる場合]

●設置者の指示のもと、資料の提出、調査に協力する。

＜対応の留意点＞

- ・いじめの発見、対応をしたときには、何が起きていて、どのような対応を行ったかを校内組織の担当者に報告する。
- ・いじめであると判断されたら、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導、関係者の保護者への連絡など基本的な流れを設定する。
- ・いじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、主体的に対処できる児童生徒の育成をめざした対応をする。
- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・学校設置者と連携をとりながら必要な対応を行う。
- ・当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
- ・加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ・ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら対応を考える。（参考：文部科学省『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』）必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ・**継続指導・経過観察（いじめの解消 ※少なくとも3カ月を目安）**

5 関係機関等との連携

学校だけで解決が困難な事案については、警察や福祉関係者等の関係機関と連携し、対策を協議し、早期の解決を目指す。

<関係機関>

警察

法務少年サポートセンター、

児童相談所、児童民生委員、人権擁護委員、保健師 等